

公益財団法人 三菱UFJ 技術育成財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三菱UFJ 技術育成財団(以下「この法人」という。)の定款第17条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、報酬等を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、別表第1「年間報酬総額」に定める金額以内とする。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬等は、別表第2「非常勤役員の報酬」に基づき支払うものとする。
- 4 評議員に対する報酬等は、定款第17条に定める金額の範囲内において別表第3「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあっては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(旅費)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって必要とする旅費については、別表第4に定める金額を上限として実費相当額を支払うものとする。ただし、理事長が適当と認めたときは、別表第4の上限を上回る金額の実費相当額を支払うことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めることができる。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益財団法人三菱UFJ技術育成財団の設立の登記の日から施行する。

附則（平成30年6月18日）

この規程の改正は、平成30年6月18日から施行する。

別表第1「年間報酬総額」

理事：1, 500 千円

監事：400 千円

別表第2「非常勤役員の報酬」

理事会出席等、必要の都度、税金を除いて30, 000 円以内。

別表第3「評議員の報酬」

評議員会出席等、必要の都度、税金を除いて30, 000 円以内。

別表第4「役員及び評議員の旅費」

地域	旅費（片道）
関東、甲信越	10,000 円
東海	15,000 円
北陸、東北、近畿	20,000 円
中国、四国	30,000 円
北海道、九州	40,000 円

ただし、東京駅を起点として100キロ以上の旅費に限る。
宿泊費は実費を支給する。